

静岡市規則第19号

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月26日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第33条第7項」を「第33条第9項」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 法第33条第6項の規定による入院の期間を更新した場合 医療保護入院者の入院期間更新届（様式第26号の2）

第21条中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改める。

第21条の2中「第33条の7第6項」を「第33条の6第6項」に改める。

第21条の3中「第33条の7第2項後段」を「第33条の6第2項後段」に改める。

第22条中「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に、「特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録」を「特定医師による応急入院届及び記録」に改める。

第23条中「し、同条第2項において準用する同条第1項の規定による報告は、医療保護入院者の定期病状報告（様式第31号）により行うものと」を削る。

第23条の2中「様式第31号の2」を「様式第31号」に改める。

様式第7号中「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改める。

様式第10号その1中「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改める。

様式第25号中

「

家族等の同意により 入院した年月日	年 月 日	今 回 の 入院年月日	入院形態 年 月 日 ()
----------------------	-------	----------------	-------------------

を

」

家族等の同意により 入院した年月日	年 月 日	今 回 の 入院年月日	年 月 日
今回の医療保護入院 の入院期間	年 月 日まで	入院形態	

に、

入院を必要と認 めた精神保健 指 定 医 氏 名	署名				
同意をした家族 等	氏 名	(男・女)	続柄	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
	氏 名	(男・女)	続柄	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	

を

入院を必要と認 めた精神保健 指 定 医 氏 名	署名				
選任された退院 後生活環境相談 員 の 氏 名					
同意をした家族 等	氏 名	(男・女)	続柄	生 年 月 日	年 月 日
		(男・女)	続柄		年 月 日

に

住 所	都道	郡市	町村
	府県	区	区
	都道	郡市	町村
	府県	区	区

改め、同様式（注） 2 中「第33条の7第2項」を「第33条の6第2項」に改め、同様式（注）10を削り、同様式（注）中9を10とし、3から8までを4から9までとし、2の次に3として次のように加える。

3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載してください。

様式第26号（注） 2 中「第33条の7第2項入院」を「第33条の6第2項入院」に改める。

様式第26号の2を次のように改める。

様式第26号の2 (第19条関係)

医療保護入院者の入院期間更新届

年 月 日

(宛先) 静岡市長

病院名

所在地

管理者名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	(男・女)		(満 歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	年 月 日	今回の入院 年 月 日	入院形態	年 月 日
入院届又は前回の入院期間 変更届での入院期間	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	本更新後の入院 期間	令和 年 月 日まで	
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICD カテゴリー ()	ICD カテゴリー ()		
入院又は前回更新日からの 治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に 係る病状又は状態像の経 過の概要)				
病状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向			

<p>〈現在の精神症状〉</p> <p>〈その他の重要な症状〉</p> <p>〈問題行動等〉</p> <p>〈現在の状態像〉</p>	<p>I 意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()</p> <p>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>IV 知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸</p> <p>6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁</p> <p>5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止</p> <p>6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()</p> <p>4 その他 ()</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態</p> <p>4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態</p> <p>7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態</p> <p>10 その他 ()</p>
<p>医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態になると判断した理由について記載すること。)</p>	
<p>今後の治療方針 (患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。)</p>	
<p>本更新に係る診察の年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>更新が必要と診断した精神保健指定医氏名</p>	<p>署名</p>

退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活 環境相談員との相談状 況、地域援助事業者の紹 介状況、医療保護入院者 退院支援委員会での審議 内容等について)	医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (年 月 日)			
今回の更新の直前の入院 又は更新に同意をした家 族等	氏名	(男・女)	続柄	年 月 日
		(男・女)	続柄	年 月 日
	住所	都道 郡市 町村 府県 区 区 都道 郡市 町村 府県 区 区		
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長				
今回の更新に同意をした 家族等(上記の家族等と 同じ場合は記載不要)	氏名	(男・女)	続柄	年 月 日
		(男・女)	続柄	年 月 日
	住所	都道 郡市 町村 府県 区 区 都道 郡市 町村 府県 区 区		
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長				
法第33条第8項の規定に 基づき家族等の同意を得 たものとみなした場合 は、その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした			
	家族等へ通知を発した日 年 月 日 家族等に示した回答期限 年 月 日 (回答期限は、通知を発した日から2週間を経過した日であることに留意)			
	通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件) 年 月 日(□面会 □電話 □その他()) 年 月 日(□面会 □電話 □その他())			

審 査 会 意 見	
市 の 措 置	

(注)

- 1 太枠内は、今回の更新に当たって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載してください（特定医師による入院を含みます。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載してください。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載してください。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載してください。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いてください。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が自署してください。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載してください。また、令和5年11月27日付障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付してください。その上で、
 - ①退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 - ②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - ③医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について記載してください。
- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載してください。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載してください。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要です。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
 - ①法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
 - ②死亡したとき
 - ③意思を表示できないときのいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意してください。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載してください（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載してください。）。
- 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意してください。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

様式第28号中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改める。

様式第28号の2中「第33条の7第6項」を「第33条の6第6項」に改める。

様式第28号の2の2中「第33条の7第2項後段」を「第33条の6第2項後段」に改め、同様式（注）4中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改める。

様式第28号の3中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改める。

様式第29号の2中「応急入院者（法第33条の7第2項）の入院届」を「応急入院届」に改める。

様式第30号中

「

病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー()	3 身体合併症
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)	(主たる陳述者氏名 続柄)		
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)		
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)		
初回から前回までの入院回数	計 回		

を

「

病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー()	3 身体合併症
----	---------------------------	---------------------------	---------

に、

「

日常生活の 介助指導	i 極めて手間のかかる介助 介助と指導	ii 比較的簡単な 生活指導を要する
---------------	------------------------	-----------------------

を

	必 要 性	iv その他 ()
--	-------	------------

	日常生活の 介 助 指 導 必 要 性	i 極めて手間のかかる介助 介助と指導 ii 比較的簡単な 生活指導を要する iii iv その他 ()
退院に向けた取組 の状況（選任され た退院後生活環境 相談員との相談状 況、地域援助事業 者の紹介状況等に ついて）	選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必 要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()	

に、

「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改め、同様式（注）1中「特定医師」を「精神保健指定医」に改め、同様式（注）2中「第33条の7第2項入院」を「第33条の6第2項入院」に改め、同様式（注）中3から6までを削り、7を3とし、8から10までを4から6までとし、6の次に次のように加える。

7 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載してください。

様式第30号（注）中11を8とする。

様式第31号を次のように改める。

任意入院者の定期病状報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

病院名
所在地
管理者名

任意入院者	フリガナ			生年	年 月 日
	氏名	(男・女)		月日	(歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区	
任意入院年月日 (第20条による入院)	年 月 日			今回の入院年月日	年 月 日
				入院形態	
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害		3 身体合併症	
	ICD カテゴリー()	ICD カテゴリー()			
過去12か月間の治療の内容とその結果及び過去12か月間に行動制限が行われた場合はその必要性を記載すること。					
病状の経過	i 悪化傾向 ii 動揺傾向 iii 不変 iv 改善傾向				
任意入院継続の必要性 (通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること)					
今後の治療方針					

<p>〈現在の精神症状〉</p> <p>〈その他の重要な症状〉</p> <p>〈問題行動等〉</p> <p>〈現在の状態像〉</p>	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()</p> <p>II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑鬱気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()</p>
<p>本報告に係る 診察年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>診断した主治医氏名</p>	<p>署名</p>

<p>審査会意見</p>	
<p>市の措置</p>	

(注)

- 1 太枠内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。
- 2 今回の入院年月日の欄の入院形態の箇所について、特定医師による入院の場合は、「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載してください。また、複数の入院形態を経ている場合には、時系列で記載してください。
- 3 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等の理由により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、任意入院継続の必要性の欄にその旨を記載してください。
- 4 入院の日から6か月を経過する日までの間に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第3項に規定する行動の制限を受け、又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限された者について行う報告においては、この様式中「過去12か月間」とあるのは、「過去6か月間」と読み替えてください。
- 5 現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、この報告書の作成時の過去数箇月間に認められたものについて記載してください。また、主として最近の精神症状等に重点を置いて、記載してください。
- 6 診断した主治医氏名の欄は、当該主治医が自署してください。
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

様式第31号の2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。